

# 長岡市運送事業者応援給付金

エネルギー価格の高騰により、経営に大きな影響を受けている市内の一般貨物自動車運送事業者に対して、営業継続に向けた支援金を支給します。

**支給額：営業車両1台あたり2万5千円（上限50万円）**

※対象車両は、令和6年1月1日時点において、長岡市内の営業所等にある営業車両（用途が「貨物」で事業用のもの、ただし被けん引車を除きます）です。

※1事業者あたり、1回限りの申請となります。

**申請期限：令和6年2月16日（金）2月26日（月）まで**  
（当日消印有効）

## <対象者>

・次の条件をすべて満たす事業者が対象となります。

- ① 長岡市内に本社、支社、営業所等を有する個人又は法人であること。
- ② 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する、一般貨物自動車運送事業（タクシー事業者による食料・飲料に係る貨物自動車運送事業、霊柩事業をのぞく）を営む個人又は法人であること。
- ③ 申請日時点で事業を営んでおり、引き続き事業継続の意思があること。
- ④ なおおかけき方プラス応援プロジェクトに賛同していること。（申請予定の者を含む）
- ⑤ 長岡市暴力団排除条例（平成24年長岡市条例第50号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等と関係を有する者でないこと。
- ⑥ 市税等に滞納がないこと。

## <主な申請書類>

- ・申請書〔指定様式〕
- ・一般貨物自動車運送事業を営んでいることが確認できるもの  
（一般貨物自動車運送事業報告書、一般貨物自動車運送事業許可書、更新許可書等の写し等）
- ・営業車両の台数が確認できるもの  
（一般貨物自動車運送事業の事業計画変更届出書の写し、及び対象車両の車検証の写し）
- ・事業を継続して行っていることがわかるもの  
（直近の確定申告書の写しなど）
- ・申請者の身分証明書の写し ※個人事業主のみ  
（免許証、マイナンバーカードの写しなど）
- ・通帳の写し

※詳しくは、長岡市ホームページに掲載する『申請要領』をご確認ください。  
※申請書などの指定様式は、長岡市ホームページからダウンロードできます。



長岡市ホームページ

## <提出方法>

・下記宛先に郵送してください。

宛先：〒940-0071長岡市表町1丁目11番地1 長岡フロントビル6階  
長岡市運送事業者応援給付金相談窓口（株式会社日本旅行長岡支店内）行

## お問い合わせ

長岡市運送事業者応援給付金相談窓口（株式会社日本旅行長岡支店内）

Tel.0258-88-0102（平日午前9時30分から午後5時まで）

受付期間：令和6年1月15日（月）から令和6年2月16日（金）2月26日（月）まで

※メールやファックス等でのお問い合わせはご遠慮ください。

※本事業の申請書類の受付・審査は、（一社）日本旅行業協会に委託して実施しています。